

特定非営利法人北海道マンション管理士会 理事会規程

(目 的)

第1条 この規程は、法令又は定款に定めるもののほか、特定非営利法人北海道マンション管理士会（以下「本会」という）の理事会に関する必要な事項について規定し、その適法かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(構 成)

第2条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権 限)

第3条 理事会は、定款に定めるもののほか、次の業務を行う。

- (1) 総会の日時、場所及び目的となる事項並びに出席しない正会員が書面による議決権の行使をするときは、その旨（書面による議決権の行使の方法、通知に添付する説明資料及びその他の事項）の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事及び監事の員数の決定

(理事会の種類及び開催等)

第4条 理事会は、定例理事会と臨時理事会の2種類とする。

- 2 定例理事会は、毎事業年度12回を原則とし、理事長は原則月1回を基準に開催するものとする。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一つに該当するときに開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 監事から理事長に招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。
- 4 理事長、副理事長及び事務局長は、理事会提案の目的事項について調整するとともに、本会運営の基本的事項について意見調整を行うものとする。

(招 集)

第5条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第4号により監事が招集する場合を除く。

- 2 理事長は、前条第3項第2号又は同項第4号に該当する場合は、請求のあった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の開催日とする臨時理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び会議の目的となる事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の1週間前までに、理事及び監事の全員に通知を発しなければならない。
- 4 理事会を開くことについて、理事及び監事の全員の同意があったときは、前2項の招集手続きを省略することができる。

(定足数及び議事)

- 第6条 理事会の会議は、理事の半数以上が出席しなければ開くことが出来ず、その議事は出席理事の過半数で決する。
- 2 理事会の決議事項に関し特別に利害関係を有する理事は、その事項の決議に関しては議決権を有せず、出席者の数に参入しない。

(決議の省略)

- 第7条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を行ったときは、監事はその提案に異議を述べた時を除き、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。
- 2 理事長は、書面による決議の結果を遅滞なく理事及び監事の全員に通知しなければならない。

(議事録)

- 第8条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び理事会において使命された議事録署名人2名は、これに署名押印をしなければならない。
- 2 前項の規定は、第7条第1項の規定により理事会の決議あったとみなす場合において準用する。この場合には、理事及び監事が署名または記名押印をするものとする。

(理事の議案提案手続きの原則)

- 第9条 理事が定例理事会に会議の目的となる議案を提出する場合、会議開催予定日の10日前までにその目的となる議案を理事長に提出するものとする。
- 2 前項により理事長に提出のあった議案について、その要領及び資料の提出を必要と判断した場合、前項による提出者に対して、その要領及び資料を会議開催予定日の5日前まで事務局長に提出するよう指示するものとする。
 - 3 事務局長は、前項の要領及び資料を整理の上、理事会開催日に理事及び監事に配布するものとする。

(関係者の出席)

- 第10条 理事会が必要と認めたときは、議事等に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(議事録の配布)

第11条 議長は、欠席者を含む理事及び監事全員に、議事録の写し及び資料を配付し、議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

また、正会員及び賛助会員全員についても議事録の写しを配付するものとする。

(電磁的方法の利用)

第12条 第5条の定めに基づく開催等の通知、第9条の定めに基づく議案書等の提出及び第11条の定めに基づく議事録の配付については、電磁的方法の利用により実施することができるものとする。

(改正及び廃止)

第13条 この規程の改正及び廃止は、理事会の決議を経て行うものとする。

付 則

- 1 この規程は、平成23年9月1日から施行する。
- 2 本規程施行前に遂行中の事案等であって、前項の施行日からの実行が困難なものについては、本規程の趣旨を踏まえ、実施することができるものとする。